
平成24年第5回大和町議会定例会会議録

平成24年9月7日(金曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	産業振興課長	高橋 久 君
副 町 長	千坂 正 志 君	都市建設課長	千葉 恵 右 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会計課長	八 島 時 彦 君
総 ま ち づ く 務 り 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	森 茂 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	総 ま ち づ く 務 り 課 長 に 対 し た 策 策 官	石 垣 敏 行 君
町 民 課 長	高 橋 正 治 君	総 ま ち づ く 務 り 課 長 に 対 し た 策 策 官	瀬 戸 正 志 君
環境生活課長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 長 に 対 し た 策 策 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
議 事 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「認定第1号 平成23年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第3「認定第2号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第4「認定第3号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入
歳出決算の認定について」

日程第5「認定第4号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」

日程第6「認定第5号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」

日程第7「認定第6号 平成23年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」

日程第8「認定第7号 平成23年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の
認定について」

日程第9「認定第8号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について」

日程第10「認定第9号 平成23年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について」

日程第11「認定第10号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について」

日程第12「認定第11号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第13「認定第12号 平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について」

午前9時57分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、おそろいでありますので、ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、17番堀籠日出子さん及び1番今野善行君を指名します。

日程第2「認定第1号 平成23年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」 から

日程第13「認定第12号 平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」 まで

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、認定第1号 平成23年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、認定第12号 平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

おはようございます。

それでは、決算書のほうの説明でございますが、66ページをお開きいただきたいと思います。あわせて主要な施策の成果に関する説明書93ページ

から97ページまでをご参照願いたいと思います。

9款1項1目教育委員会費は教育委員会の運営に要しました費用でございます。教育委員会の定例会12回、臨時会1回の開催及び学校訪問等を実施したものでございます。

続いて67ページをお願いいたします。

1節報酬及び9節旅費につきましては教育委員の報酬、費用弁償、研修旅費であります。

11節需用費は委員必携、事務用品代などであります。

14節使用料及び賃借料は研修会時などの高速料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対します負担金でございます。

続いて2目事務局費は事務局の運営、教育相談事業、学力向上パワーアップ支援事業、私立幼稚園就園奨励費、各種団体に対します負担金、補助に要しました費用でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては心身障害児就学指導審議会、3回開催の委員に対する報酬及び費用弁償並びに職員の研修会旅費でございます。

7節賃金につきましては、中学校2校に配置しました教育相談員2名に対します賃金でございます。

8節報償費は町内教職員各種研修事業におきます講師謝金、指導力向上研修会開催におきます講師謝金、教育講演会における講師謝金及びウインタースクール協力者に対する記念品代等でございます。

11節需用費はコピー代、印刷代、燃料代などあります。

12節役務費は電話・ファックス代、切手代などございます。

次に68ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、難波分校児童と特別支援学級児童の輸送に係ります車借上代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、私立幼稚園就園奨励費として町内在住の通園児延べ403名に対します助成を行ったものなど、及び黒川地域行政事務組合ほか3団体に対します負担金でございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金に

対しまして積み立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費は小学校6校、分校1校の施設維持及び児童・教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要しました費用でございます。

1節報酬につきましては学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節賃金につきましては体育館巡視員、プール監視員、事務補助員への賃金でございます。

8節報償費は運動会の賞品及び卒業生への記念品でございます。

11節需用費につきましては小学校におきます消耗品代、光熱水費及び燃料代等でございます。

12節役務費は電話料、火災保険料及び飲料水・プール水の水質検査料等でございます。

13節委託料につきましては、児童・教職員の健康診断及び学校業務員9名の業務委託、警備業務委託料などがございます。

14節使用料及び賃借料につきましてはNHK受信料、学校行事及び学校間交流事業における児童輸送のための車借上料などがございます。

18節備品購入費は学校管理用備品、教材用学校備品の購入代などがございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校管理下における児童の災害共済負担金及び郡学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費は小学校の教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業及び学校・地域共学推進事業等に要しました費用でございます。

7節賃金につきましては、吉岡小学校在学の韓国人児童に対し韓国語を話せる日本語指導助手1名を配置した賃金でございます。

8節報償費はスクールソーシャルワーカー1名に対します謝金でございます。

11節需用費につきましては学校行事用消耗品、教材用消耗品、標準学力調査に要した費用及び指導書購入代などがございます。

次に、69ページをお願いいたします。

12節役務費は不用薬品の処理費用でございます。

13節委託料につきましては小学校学級支援サポーター、延べ7名ですが、配置業務委託料、学校図書支援員4名の配置業務委託料、コンピューターサーバーの保守点検委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、児童の芸術鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節備品購入費は、魅力ある図書づくり整備事業として学校図書の整備に要しました費用及び学校教材用備品の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校・地域共学推進事業として各学校への助成金、遠距離通学対策費として延べ25名に対します対象児童保護者への通学費用の助成金でございます。

20節扶助費につきましては、準要保護及び特別支援教育就学児童に対します教材費、医療費などの援助を行ったものでございます。

次に3目の小学校施設整備費でございますが、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要しました費用でございます。

11節需用費につきましては、校舎の維持修繕料等でございます。

12節役務費につきましては、廃棄物の処分料でございます。

13節委託料につきましては、主に学校各種設備の点検保守について委託したものでございます。

15節工事請負費は、宮床小学校難波分校の屋内運動場床改修工事並びに吉岡小学校プール排水路改修工事ほか1件の工事を実施したものでございます。

次に、3校中学校費1目学校管理費でございます。中学校2校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要しました費用となります。

1節報酬につきましては、学校医、薬剤師に対する報酬でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員及び体育館巡視員、スクールバス回転場の安全巡視員への賃金でございます。

8節報償費につきましては、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。

続いて70ページをお開き願います。

9節旅費につきましては、職員の事務連絡用の旅費でございます。

11需用費につきましては、一般事務消耗品、光熱水費及び燃料費が主なものでございます。

12節役務費は電話料及び火災保険料、通信用切手代などであります。

13節委託料につきましては、生徒・教職員の健康診断、警備業務委託料、学校業務員2名の委託料、スクールバス運行業務委託料などがございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、中学校の総合体育大会や駅伝大会等学校行事などにおきます車借上料が主なものでございます。

18節備品購入費につきましては、学校管理用備品等を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校管理下における生徒の災害共済金及び各種団体等への負担金及び中学校総体の東北大会及び全国大会への出場の助成でございます。

次に、2目教育振興費は中学校におきます教材備品の整備、就学援助費、魅力ある図書館づくり、外国語指導助手配置事業及び学校・地域共学推進事業等に要しました費用でございます。

11節需用費につきましては、学校用消耗品、指導書購入のほか標準学力調査に要しました費用分などが主なものでございます。

12節役務費につきましては、スクールカウンセラーの電話代、学校不用薬品の処分料などがございます。

13節委託料は外国語指導助手2名の業務委託、図書支援員2名の配置事業、学級支援サポーター配置事業の業務委託が主なものでございます。

14節使用料及び賃借料は、生徒の芸術鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要しました費用、学校教材備品の整備に要した費用が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校・地域共学推進事業として中学校2校への助成でございます。

20節扶助費につきましては準要保護及び特別支援教育就学生徒に対します教材費、医療費などの援助を行ったものでございます。

次に3目施設整備費につきましては、施設の整備や修繕など施設設備の保

守点検に要した費用でございます。

71ページをごらんになっていただきたいと思います。

11節需用費につきましては、校舎などの維持修繕などでございます。

12節役務費につきましては、廃棄備品等の処分料でございます。

13節委託料につきましては、主に学校各種設備の保守点検について委託したものでございます。

15節工事請負費につきましては、宮床中学校浄化槽排水管工事を実施したものでございます。

次に、4目中学校建設費でございます。宮床中学校屋内運動場増築工事の実施設計などに要した費用でございます。

12節役務費につきましては、宮床中学校屋内運動場増築工事の建築確認申請手数料でございます。

13節委託料につきましては、宮床中学校屋内運動場増築工事实施設計に対します業務委託料でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

それでは、続きまして決算書71ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費につきましてご説明させていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、97ページから101ページをご参照願います。

生涯学習のまちづくり推進事業といたしまして、まほろば大学、町民パソコン教室、家庭教育推進事業、青少年教育推進事業を行ってございます。

1節報酬でございますが、社会教育委員14名の報酬となっております。委員会4回開催、各種会議、研修会、社会教育事業に参加をいたしております。

8節報償費につきましては、生涯学習まつりの文化講演会に伴優の笹野高史さんを招いて開催したのを初めとしまして、まほろば大学の各種教室

や講座の講師への謝金となっております。

9節旅費でございますが、社会教育委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、生涯学習の推進を図るため、生涯学習カレンダーの印刷代等が主なものでございます。

12節役務費につきましては、郵送用切手代、公用車の保険料でございます。

13節委託料でございますが、パソコン教室の委託料のほかに原阿佐緒記念館など社会教育施設の管理業務委託料でございます。

72ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料でございますが、各種講座のバス借上料及び民俗談話室、原阿佐緒記念館駐車場の土地借上料となっております。

15節工事請負費につきましては、宮床駐車場設置に伴いました看板の移設料でございます。

18節備品購入費でございますが、記録用のカメラ2台分の購入費用となっております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年劇場小公演開催の際の負担金となっております。

27節公課費でございますが、これにつきましては公用車車検の際の自動車重量税でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、102ページから104ページをご参照をお願いいたします。

公民館分館長会、世代間交流事業、まほろばの里体感隊、成人教育事業、婦人教育事業、高齢者教育事業、芸術文化事業、図書室運営を行っております。

1節の報酬につきましては、公民館分館長41名分及び嘱託公民館長の報酬でございます。

7節賃金は、図書室のパート職員4名分の賃金でございます。

8節報償費から12節役務費まででございますが、各種講座、まほろば大学等の各種教室・講座への講師への謝金、書き初め大会の記念品、町民文

化祭さつき展示会等の事業に要したものでございます。

13節につきましては、町民文化祭の舞台発表に係ります音響照明操作委託料となっております。

14節につきましては、各講座の移動研修のバス借上料が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県公民館連絡協議会ほかへの負担金、青年団合唱の部におきまして全国大会出場の際の補助金となっております。

27節公課費につきましては、公用車車検の際の自動車重量税でございます。

続きまして、73ページをごらんください。

3目文化財保護費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては105ページをご参照願います。文化財愛護思想の普及事業、文化財の調査事業を行っております。

1節の報酬につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。委員会は年4回開催いたしております。

7節賃金につきましては、発掘調査の作業員と文化財の整理のための賃金でございます。

74ページをごらんください。

9節旅費につきましては、文化財保護委員に係ります費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、文化財めぐりの際の印刷用紙等の消耗品でございます。

12節役務費につきましては、文化財発掘現場等で使用いたします携帯電話の使用料料でございます。

14節につきましては、発掘調査に係ります重機等の借上料及び文化財めぐりの際のバスの借上料でございます。

19節負担金でございますけれども、町内文化財保存会7団体の補助金となっております。

23節償還金利子及び割引料でございますが、これにつきましては文化財発掘に係ります宮城県から事前に交付されております部分の償還でござい

ます。

続きまして、4目まほろばホール管理費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、106ページから109ページをご参照願います。まほろばホール運営委員会、管理業務委託費、設備備品管理委託費、設備修繕請負工事、自主事業を行っております。

1節の報酬につきましては、まほろばホール運営委員10名分の報酬となっております。

7節賃金につきましては、まほろばホール受付窓口パート職員の賃金でございます。

9節旅費につきましては、まほろばホール運営委員費用弁償でございます。

11節、12節につきましては、まほろばホールに係ります電気料、水道料などの光熱水費及び建物の火災保険料が主なものとなっております。

13節委託料につきましては、電気機械設備運転、舞台機構操作、清掃業務ほか施設設備保守点検業務委託料となっております。

15節工事請負費につきましては、テレビ電波が地上デジタル化によりましてテレビ共同受信設備を撤去した工事費でございます。

18節につきましては、学習等給湯室の電気温水器等を購入いたしましたものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町文化振興協会への補助金でございます。

なお、施設の利用につきましては、同じく資料の106ページに掲載してございますが、2,944件の利用、15万4,254人の利用となっております。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは引き続きでございます。

9款4項5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田・鶴巢・落合の3教育ふれあいセンターの管理運営に要しました費用でございます。主要な施策の成果に関する説明書は110ページのほうをご参照願いたいと思います。

7節賃金につきましては、ふれあい教育センターの体育館巡視員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、光熱水費及び燃料費などが主なものでございます。

12節役務費につきましては、火災保険料及び水質検査料でございます。

13節委託料につきましては、業務員委託3名、警備委託、施設維持管理におきます管理委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、清掃用具借上料及びNHKの受信料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会への会費でございます。

続いて75ページをお願いしたいと思います。

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎の管理運営に要した費用でございます。5月から10月までの6カ月間の利用期間におきまして、利用日数17日、延べ利用者は783名というふうな実績でございました。

11節需用費につきましては、光熱水費及び燃料費が主なものでございます。

12節役務費につきましては、電話料、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、施設の清掃などの管理委託に要しました費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、児童輸送用の車借り上げでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

続きまして、75ページをお願いいたします。

5項保健体育費1目保健体育総務費についてでございます。成果に関する説明書につきましては、110ページから114ページもあわせてご参照願います。体育指導員会、スポーツ賞顕彰及びスポーツ支援奨励、各種スポーツ教室の開催、各種スポーツ大会の開催、スポーツ団体の育成、武道館の管理を行ってございます。

1節の報酬につきましては、体育指導員15名分の報酬となっております。

8節の報償費につきましては、各種スポーツ大会の審判、各種教室の講師への謝礼及び全国大会出場等におきます支援奨励金の交付、大会メダル・盾等の購入費でございます。スポーツ顕彰の表彰におきましては、スポーツ功績賞に個人1名、スポーツ奨励賞に個人11名を顕彰してございます。スポーツ奨励金交付におきましては個人56名、団体2団体に交付しております。

9節の旅費につきましては、体育指導員15名分の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、各種大会等の消耗品でございます。

12節の役務費につきましては、各種大会の傷害保険、武道館の火災保険料が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては体育協会5分会、15の競技協会へ補助したものでございます。

なお、武道館につきましては空手、柔道のほかご利用いただきまして、1万666人の皆さんにご利用いただいているところでございます。

続きまして76ページをごらんください。

2目体育センター管理費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては112ページもご参照願います。

11節の需用費につきましては、光熱水費及び小破修繕料でございます。

12節の役務費につきましては、電話料となっております。

13節の委託料につきましては、消防設備、電気設備の保守点検委託料でございます。

体育センターにつきましては、3,668人の皆様にご利用いただいております。

続きまして、3目広場管理費でございます。宮床レクリエーション広場、玉ヶ池レクリエーション広場、鶴巢山田レクリエーション広場、北目レクリエーション広場、三ヶ内レクリエーション広場の管理運営を行っております。

11節の需用費につきましては光熱水費及び小破修繕料でございます。

12節の役務費は水道の開栓手数料でございます。

13節の委託料につきましては、トイレ浄化槽等の点検及び各広場の維持管理を各地区に委託しているものでございます。

全部の広場を合計しまして、8,510名の皆様にご利用いただいております。

続きまして、4目総合運動公園管理費でございます。成果に関する説明書につきましては、100ページもあわせてご参照願います。総合体育館、陸上競技場、テニスコート及び多目的広場の管理運営に要した費用でございます。

7節の賃金につきましては、嘱託職員の賃金でございます。

11節の主なるものでございますが、電気料、水道料の光熱費が主なものでございます。

12節役務費につきましては、電話料及び火災保険料が主なるものでございます。

13節委託料につきましては、電気設備の保安管理、夜間等の警備、清掃業務、除草業務等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、券売機及び印刷機のリース料でございます。

15節工事請負費につきましては、駐車場の舗装及び平板ブロック復旧等に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、多目的広場の備品を購入してございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区危険物安全協会及び黒川地区防火管理協議会の負担金でございます。

続きまして77ページをごらん願います。

ダイナヒルズ公園管理費でございます。成果に関する説明書につきましては113ページをあわせてご参照ください。仙台北部中核工業団地内の野球場、テニスコート及びサッカー場をメインとしております多目的広場の管理費用でございます。

11節需用費につきましては、野球場関係の消耗品及び小破修繕料でございます。

12節役務費につきましては、火災保険料でございます。

13節の委託料につきましては、芝生管理関係、除草、清掃関係、施設管理業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、野球場整備用のスポーツトラックをダイナヒルズ公園まで運搬するトラックのリース料でございます。

18節備品購入費につきましては、テニスコートの備品を購入いたしております。

次に、6目自転車競技場管理費でございます。成果に関する説明書は114ページをあわせてご参照ください。

7節賃金につきましては、嘱託員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、消耗品及び光熱水費が主なものでございます。

12節役務費につきましては、電話料でございます。

13節委託料につきましては、芝の管理、電気設備、浄化槽清掃、消防設備管理、夜間警備業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、NHKのテレビ聴取料でございます。

18節備品購入費につきましては、自転車トレーニング用ローラー台及びファックスの購入費でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

引き続き78ページをお開きいただきたいと思います。

次に、9款5項7目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要しました費用でございます。主な施策に関する説明書の114ページをあわせてご参照願います。

1節報酬及び9節旅費につきましては、学校給食運営審議会委員の報酬及び費用弁償でございます。

7節賃金につきましては、パート業務員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、学校給食の賄い材料及び給食センターの施設の運営に要しました光熱水費、燃料費などでございます。

12節役務費につきましては電話料、給食センター及び職員の検便検査料や施設の水质検査手数料、給食費振替手数料が主なものでございます。

13節委託料につきましては、学校給食調理業務等の委託料及び給食センターの施設備品管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機の借上料が主なものでございます。

15節工事請負費につきましては、平成22年度からの繰越事業でございました地下ピット内蒸気往管更新工事について実施をしたものでございます。

18節備品購入費につきましては、調理室で使用する配膳台及びデジカメのプリンターの購入が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校栄養士会及び学校給食連絡協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

続きまして、10款1項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。主要な施策に関する資料につきましては、115ページをご参照をお願いしたいと思います。

平成22年10月31日から11月1日にかけての豪雨によります道路災害

の復旧工事がございまして、平成22年度から23年度に一部繰り越しをしております。さらに平成23年9月19日から23日にかけての台風15号によりまして被災をいたしました町道及び準用河川の復旧を行ったものでございます。

7節賃金でございますが、応急復旧に要しました作業人夫賃でございます。

13節の委託料でございますが、町道上綱木下原線ほか路線の測量詳細設計業務を委託したものでございます。

15節工事請負費でございますが、町道上綱木下原線ほか3線、それから準用河川の小西川ほか3河川の災害復旧工事に要したものでございますが、これにつきましてはすべて湯水期施工という関係がございまして、平成24年度に繰り越しを行っております。

16節原材料費でございますが、災害復旧、応急復旧のために必要な砂利、アスファルト合材等資材の購入に要したものでございます。

続きまして79ページでございます。

2目河川災害復旧費でございまして、7節賃金につきましては平成22年度の10月31日から11月1日にかけての豪雨によります準用河川窪川ほか被災箇所の応急復旧に要したものでございまして、7節賃金については応急復旧の作業人夫賃でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

続きまして2項1目総務災害復旧費についてご説明申し上げます。成果に関する説明書につきましては115ページをご参照お願いいたします。

3節につきましては、昨年の大震災の際の避難所運営、現地被害調査、あと4月7日に発生しました余震対応等々で出勤した職員の時間外勤務手当でございます。

4節につきましては、震災対応により雇用しました臨時事務補助員の社会保険料でございます。

7節につきましては、震災対応に伴う臨時事務補助員を雇用したものに係る賃金でございます。

11節につきましては、避難所で使用する物品、非常食等を購入したものでございます。また、吉岡コミセン3階ホールの修理代も含んでおるものでございます。

12節につきましては、被災された家屋の罹災証明発行に伴います調査手数料でございます。

15節につきましては、東日本大震災により被害を受けました庁舎及び高田倉庫の災害復旧に要する工事費でございます。

18節につきましては、避難所等で使用しますディーゼル発電機、照明用のライト及び放射線の測定器等を購入したものでございます。

20節扶助費につきましては、震災により死亡した方の遺族4名に対しまして弔慰金を支給したもの及び震災により家屋が半壊となった211棟に対しまして1棟当たり25万円を住宅再建支援金として支出したものでございます。なお、この住宅再建支援金として支出しました5,275万円につきましては、全額震災復興交付金を充当したところでございます。また、震災により他市町村の方が黒川浄斎場を利用した際の火葬代につきまして、これは災害救助法が適用されたことによりまして全額交付されておりますので、その火葬代分につきまして黒川行政事務組合に支出したものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

続きまして80ページをごらんいただきたいと思います。

2目衛生・環境災害復旧費についてご説明を申し上げます。主要な施策の説明書116ページもご参照いただきたいと思います。

これらにつきましては、東日本大震災において被災した家屋等の災害廃棄物処理、被災建築物撤去工事、区集会施設復旧工事補助事業に要した経

費でございます。

7節賃金につきましては廃棄物処理等作業員の賃金でございます。これにつきましては、緊急雇用事業で環境管理センターのほうで勤務をしたものでございます。

11節につきましては、これらに係ります消耗品等でございます。

13節委託料につきましては、災害ごみ処分委託料及び受付業務に要した委託でございます。

15節工事請負費につきましては、被災建築物解体撤去工事に要した費用でございます。43件に要した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、被災した地区集会施設6地区の施設において復旧工事を行ったものに対し補助したものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

同じく80ページ、4目農林商工施設災害復旧費でございます。説明書につきましては116ページから117ページをご参照いただきたいと思います。この農林商工施設災害復旧費につきましては、地震により被災した農林施設、それから観光施設の災害復旧に要したものでございます。

11節需用費につきましては農道27カ所、林道9カ所、ため池4カ所の応急復旧に要したものでございます。

12節の役務費は桧和田揚水機場の建築確認申請手数料でございます。

13節委託料につきましては、農道及び林道の災害復旧調査測量設計業務のほか大松ため池除草業務、それから林道高倉線の維持管理業務、八志田堰水路の除草業務に要したものでございます。

15節工事請負費につきましては、七ッ森陶芸体験館、四十八滝運動公園、下桧和田揚水機場、林道高倉線及び鍛冶屋敷線、宮床基幹集落センターの災害復旧に要したものでございます。

なお、繰越額が1億162万というふうになってございますが、これにつきましては林道高倉線ほか5カ所の契約繰越のほかに、相川の大松ため池ほか5カ所の未契約繰越分も含まれているものでございます。

なお、説明資料の116ページの下の表のところをごらんいただきたいと思いますが、この工事名のところに「桧和田揚水機上」というふうな記載がございまして、この「ジョウ」のところを間違えまして「場」を「上」と書いてしまいました。大変申しわけございません。訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。済みませんです。

続きまして19節の負担金補助及び交付金でございますが、214カ所の農業用施設等の小災害復旧事業に対する補助、それから農協への共同利用施設災害復旧事業補助及び農業生産復旧対策事業補助、それから東日本大震災農業生産対策交付金に要したものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

続きまして、5目土木施設災害復旧費でございます。決算書81ページになります。東日本大震災によりまして被災した町道及び準用河川の復旧工事に係るものでございます。主要な施策の成果につきましては117ページをご参照お願いいたします。

7節賃金でございますが、応急復旧に要した作業人夫賃でございます。

11節需用費でございますが、災害関連の資材の購入ということでブルーシート、土のう、カラーコーン、ライト、バリケードその他事務用品の購入に充てたものでござます。

13節委託料でございますが、町道新田線ほか町道及び準用河川の測量及び詳細設計業務に要したものでございます。

15節工事請負費でございますが、町道魚板兵土ヶ原線ほか32カ所と準用河川湯名沢川、都市緑地八谷館緑地の災害復旧工事に要するものでござい

まして、これらの工事請負費用でございます。また、あわせまして被災住宅の応急修理制度によります国の支援制度がございますので、これの工事の請け負いを町のほうで支出しております。127件の申請がございまして、うち平成23年度中に完了したものは87件になってございます。残りについてはまだ未完了ということで、平成24年度のほうに繰り越しを行っております。また、あわせまして町道天皇寺高田線ほか10カ所の災害復旧工事につきましては平成24年度に繰り越しを行っております。

16節原材料費でございますが、応急復旧の資材購入に要したものでございまして、砂利、アスファルト合材等を購入したものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、6目教育施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災しました教育施設、小中学校及び学校給食センター、教育ふれあいセンター、総合体育館などの災害復旧に要しました費用でございます。主要な施策の成果に関する説明書117、118ページもあわせてご参照をお願いいたします。

4節共済費及び7節賃金につきましては、メンタルケア相談員及びまほろばホール受付員の社会保険料及び賃金でございます。

11節需用費につきましては、学校教育施設設備の修繕が主なものでございます。

13節委託料につきましては、大和中学校及び学校給食センターののり面部災害復旧工事の調査設計業務及び吉岡小並びに総合体育館災害復旧工事の調査設計業務の業務委託料が主なものでございます。

15節工事請負費につきましては、大和中学校並びに学校給食センターののり面部災害復旧工事及び鶴巣小学校、学校給食センター、総合体育館など災害復旧工事3施設の工事を実施したものでございます。平成24年度の繰越明許がございまして、吉岡小学校ほか2校及び吉田教育ふれあいセン

ター災害復旧工事に要します費用でございます。

18節備品購入費につきましては、鶴巣小学校ほか2校の備品教材の購入が主なものでございます。

20節扶助費につきましては、被災しました児童生徒に対します教材費、医療費等の援助を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

続きまして、3項農林水産施設災害復旧費1目の農業用施設災害復旧費でございます。これにつきましては、昨年9月20日から21日に発生した台風15号により被災した農業用施設の災害復旧に要したものでございます。

13節委託料につきましては、小谷沢ため池ほか5カ所の農業用施設災害復旧事業の調査測量設計業務を委託したものでございます。

82ページをお開きいただきます。

工事請負費につきましては幕柳のため池、麓上と松坂の農道の災害復旧工事ではありますが、全額24年度に繰り越ししたものでございます。幕柳のため池と松坂の農道については既に現在完了してございます。

19節の負担金補助につきましては、73カ所の農業用施設等小災害復旧事業に対する補助でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、10款4項1目公立学校施設災害復旧費でございます。昨年、平成23年9月21日から22日にかけての台風15号による大雨で被災しました鶴巣小学校のり面部の災害復旧に要しました費用でございます。主な施策

の成果に関する説明書118ページもあわせてご参照願います。

13節委託料につきましては、鶴巣小学校のり面部の災害復旧工事の調査設計業務の業務委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣小学校のり面部災害復旧工事の実施のための前払金を払ったものでございます。あわせまして、平成24年度への繰越明許費につきましても、鶴巣小学校のり面部の災害復旧工事に要します費用でございます。あわせて11節需用費も24年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

続きまして11款の公債費についてでございます。説明書資料につきましては119ページになってございます。

1目の元金、それから2目の利子につきましては、おのこの10機関からの借り入れの償還に要した経費となっております。

続きまして12款予備費につきましては、備考欄に記載しております科目につきまして緊急を要するというふうことで充当した上で対応したものの6件でございます。

続きまして84ページ、実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額109億5,045万2,000円、歳出総額103億3,732万3,000円、差引額6億1,312万9,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、各種事業に要します一般財源について繰り越すという形をとってございまして、明許繰越額で8,943万9,000円、事故繰越額では1,160万7,000円、この部分を差し引きました実質収支につきましては5億1,208万3,000円となりまして、地方自治法等に定めがございます2分の1以上の積み立て2億6,000万円を差し引きました2億5,208万3,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前10時52分 休 憩

午前11時02分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長高橋正治君。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長高橋正治君。

町民課長 （高橋正治君）

特別会計に入ります。

議案書の38ページ目をお開き願いたいと思います。

認定第2号でございます。平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。決算書につきましては85ページからになります。

決算書の89ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入1款国民健康保険税でございます。

1目から2目でございますが、全体での調定額は9億3,252万9,225円でございます。収入済額は5億9,106万4,660円でございます。徴収率は63.38%となっております。23年度の現年分の徴収率につきましては、1目、2目全体で87.69%、滞納繰越分につきましては24.22%ございました。

続きまして90ページでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、調定どおり収入済みとなって

おります。

91ページをお願いいたします。

3款1項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定率負担金であり、調定どおりの収納額となっております。

2項国庫補助金につきましては、医療費の実績に基づく交付金及び高齢者医療運営費補助、介護従事者交付金、出産一時金補助金等であり、実績に基づく調定どおりの収入額でございます。

92ページ目をお願いいたします。

4款療養給付費交付金につきましては、退職者医療に係る交付金であり、社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものでございます。

5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者分の交付金であり、社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものでございます。

93ページ目をお願いいたします。

6款県支出金につきましては県負担金、県補助金ともそれぞれ国庫支出金同様の内容、項目となっております、調定どおりの収入額でございます。

7款共同事業交付金につきましては、医療費の高額出費を抑制するため、国保連合会からの交付金であり、調定どおりの収入額となっております。

94ページをお願いいたします。

8款財産収入につきましては、国保基金の利子でございます。

9款繰入金から96ページの11款諸収入につきましては繰入金、預金利子、繰越金、医療費精算還付金等でありまして、調定どおりの収入額となっております。

98ページの歳出をお願いいたします。

歳出でございます。主要な施策の成果に関する説明書は120ページから122ページになりますので、ご参照をお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費でございます。

7節は事務補助員の賃金でございます。

9節は職員旅費でございます。

11節はコピー代、印刷代ほか消耗品でございます。

12節は郵送料、通信運搬費等でございます。

13節の委託料につきましては、国保電算共同処理委託、国保事務共同電算処理システム保守委託料、国保レセプト点検業務の委託料でございます。

18節の備品購入費は、国保連合会専用端末用OAデスクー式でございます。

2目団体負担金は、国保連合会運営に要する町村割負担金でございます。

2項徴税费1目賦課徴収費は、国保税の徴収事務に要した経費でございます。

99ページをお願いします。

11節は課税通知、封筒の印刷代等でございます。

12節は郵送料でございます。

3項1目は国保運営委員会に要した経費で、3回開催しております。

1節は国保運営協議会委員9名の報酬でございます。

9節は費用弁償でございます。

4項1目趣旨普及費は、国保制度等啓発用パンフレット等経費でございます。

2款1項療養諸費は、本町の医療費といたしまして公費分7割を宮城県国民健康保険連合会へ支払いした負担金でございます。

5目の審査手数料はレセプトの審査手数料で、国保連合会への支払いでございます。

100ページをお願いいたします。

2項高額療養費につきましても、高額医療費部分につきまして公費分として7割を国保連合会に支出した負担金でございます。

101ページをお願いいたします。

3項葬祭費は国保世帯で亡くなられた方、31名分の葬祭費交付金でございます。1人当たり5万円となっております。

4項1目出産育児一時金は、国保世帯17人分の出生に対しての交付金であります。1人当たり42万円となっております。

102ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等から7款共同事業拠出金まではそれぞれ医療費への支援金・負担金であり、社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会への負担金でございます。

104ページをお願いいたします。

8 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費、1 目につきましては特定健診に要した委託経費でございます。受診者は1,879人で、受診率は48.7%でございました。

11節は特定健診並びに結果説明会用の消耗品でございます。

12節は郵送料でございます。

13節は特定健診委託料でございます。

2 項保健事業費 1 目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団健診等に要した経費でございます。

7 節は結果説明会看護師の賃金でございます。

8 節は健康世帯表彰記念品代、ウォーキング教室の講師謝礼でございます。

11節は感謝の言葉の印刷代等でございます。

12節は郵送料でございます。

28節は各種健診助成に対する繰出金でございます。

105ページ目をお願いいたします。

9 款基金積立金は基金利子相当分でございます。

10款諸支出金は国保税の還付精算、医療費錯誤の精算、国庫支出金の確定による精算金等でございます。

107ページ目をお願いいたします。

23年度の大和町国民健康保険勘定特別会計歳出歳入決算実質収支に関する調書でございます。収入総額につきましては23億3,529万6,000円でございます。支出総額が22億1,606万2,000円でございます。歳入歳出差引額は1億1,923万4,000円でございます。実質収支は1億1,923万4,000円でございます。基金繰入額は6,000万円でございます。

なお、決算年度末国保会計財政調整基金の残額につきましては、2億6,260万6,000円でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして議案書に戻っていただきまして、39ページをお願いいたします。

認定第3号でございます。平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書のほうでございますけれども、111ページからお願いいたします。あわせて、成果に関する説明書の123ページからをご参照お願いいたします。決算書111ページでございます。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料でございますが、収入済額1億9,701万4,365円となりまして、調定対比としまして93.3%となっております。収入未済額につきましては、滞納繰越分を含めまして、1,094万4,710円となっております。

次に2款使用料及び手数料1項1目でございますけれども、これにつきましては督促の手数料でございます。

2項1目の介護予防手数料でございますが、これにつきましてはホームヘルパーの派遣手数料、それから生活援助事業利用者の負担分の収入でございます。

112ページをお願いいたします。

3款の国庫支出金1項1目介護保険給付費でございますが、介護保険給付費につきましては介護給付費20%相当分の国庫負担金でございます。これにつきましては20%という数字は国で定められた率でございます、それ相当分が国から入ってきたものでございます。

2項1目の調整交付金につきましては、給付費の5%相当分の金額となっております。

2目、3目につきましては地域支援事業の介護予防事業分として、さらには包括的支援事業、任意事業分に係る交付金として入っております。

次の113ページでございますけれども、4目でございます。地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、震災の影響で平成22年度より事故繰越をしておりましたグループホームすずらのスプリンクラー工事に対する交付金でございます。

5目の介護保険災害臨時特例補助金につきましては、震災により被災された介護者の介護サービスの利用料につきまして減免した分、これらに対しまして国から補填分としての補助金として入ったものでございます。

6目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険料改正に伴います電算機器のシステム改修に要する国からの補助金でございますが、繰り越したことに伴いまして24年度中の入金の手配でございます。

4款支払基金交付金1項1目の介護給付費負担金につきましては、介護給付費の31%相当分が社会保険診療報酬支払基金というところから交付金として入ってまいりました。この31%につきましても国で定められた1つの率でございます。

次、114ページをお願いいたします。

2目の地域支援事業の介護予防事業分に係る分につきましては、支払基金からの交付金でございます。

次に5款県支出金1項1目の介護給付費負担金につきましては、介護給付費の総額の12.5%相当分としまして県よりの負担金でございます。

3項1目、次のページの2目につきましては地域支援事業に係る介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る宮城県からの補助金でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金、1節につきましては介護給付費の12.5%相当分の法定繰入分でございます。

2節につきましては、介護担当職員6名分の給与費等への繰り入れでございます。

次のページの3節そして4節でございますけれども、地域支援事業の介護予防事業、包括的支援事業等に係る繰り入れでございます。

次、116ページをお願いいたします。

2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に要したものでございます。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、介護給付費に対する比例割合で入ってまいります給付費に対する繰り入れでございます。

8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入でございますが、次の117ページの2項1目町預金利子につきましては特別会計の預金利子でございます。

3項4目の雑入でございますが、介護予防プラン作成に係る国民健康保険連合会からの収入、それからグループホームすずらの土地の貸付料76万9,400円でございますけれども、さらには任意事業の配食サービス等の利用者の負担金の収入でございます。

次に118ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。

11節につきましては、物品購入、コピー料、予算・決算書の印刷等でございます。

12節につきましては、介護保険システム及び機器保守点検、さらにはグループホームすずらの建物共済費等でございます。

13節につきましては、改訂がございましたが、介護保険料改定に伴います電算システムの改修委託料でございます。全額今年度、平成24年度へ明許繰越した分でございます。

14節につきましては、介護保険事務処理システムの機械の借上料、さらにはグループホームすずらんに係る土地の借上料でございます。

15節の工事請負費につきましては、平成22年度より繰り越ししましたグループホームすずらのスプリンクラーの工事代金でございます。

19節につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金でございます。

20節は介護サービス利用代金でございますが、昨年の震災により被災されました介護利用者への減免、還付分でございますが、80名分が該当いた

しました。

25節につきましては、介護保険財政調整基金へ積み立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費、11節及び次のページの12節につきましては介護保険料の賦課徴収に要した費用でございまして、13節委託料につきましては保険料金の震災減免のためにシステム改修に要した費用でございます。

3項1目認定調査等費、8節につきましては認定調査員10名おりますが、10名分の報償費でございます。

11節は、公用車2台の燃料並びに認定調査の用紙等でございます。

12節につきましては、主治医の意見手数料ほか電話・郵送料、さらには自動車損害保険料等でございます。

19節につきましては、介護認定審査委員会の運営経費といたしまして黒川地区行政事務組合への負担金でございます。

27節は、車検時の重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費の1節及び9節につきましては、介護保険運営委員、10名でございすけれども、この運営委員会に要した費用でございす。

13節委託料につきましては、第5期介護保険事業計画書策定の委託料でございました。

2款保険給付費につきましては、それぞれ介護サービスの実績に基づく給付費でございます。

次、120ページをお願いいたします。

同じく1項1目居宅介護サービス給付等費は訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費、住宅改修費、福祉用具費に係る給付費でございました。

2目施設介護サービス給付費等は老人福祉施設、老人保健施設等の給付費でございます。

3目の居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成に伴います負担金でございます。

4目地域密着型サービス給付等費は地域密着型介護サービスとしてのグループホームや通所サービスに係りました給付費でございます。

2項1目高額介護サービス等費でございますが、12節は高額介護合算費、かなりお金のかかる方々、そして介護料金もかかる方々、さらには医療費もかかる方の合算費用等々の積算処理手数料としまして国保連合会へ支払った分でございます。

121ページでございます。

19節につきましては、同じく高額介護サービスの給付費でございます。

3目の高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護保険料の個人負担が一定の割合を超えた方々に対する給付を行うものでございまして、本町としましては23年度73名の方が該当いたしました。

3項1目及び2目につきましては、要介護認定・要支援1・2の方への介護予防サービスに係る給付費でございました。

次に122ページをお願いいたします。

4項1目につきましては、特定入所介護者のサービス費でございまして、主にこの方々の食費、居住費相当分でございます。

5項1目審査手数料につきましては、12節役務費につきましては23年度2万1,183件分の介護給付費審査手数料でございまして、宮城県の国保連合会へ支払ったものでございます。

3款諸支出金1項1目23節につきましては、保険者への還付金でございます。

2目23節につきましては、平成22年度の介護給付費の確定並びに補助事業でございました地域支援事業の事業費確定等に伴います国からの交付金精算による返還分でございます。

4款地域支援事業につきましては、要支援・要介護状態になる前の介護予防への推進事業でございました。

123ページをお願いいたします。

1項1目介護予防特定高齢者施設事業費の7節につきましては、特定高齢者の実態把握のための人件費でございます。主に、ほっとケア等の講師に払った賃金でございます。

8節につきましては、認知症介護者に対する研修会等支援事業に要しました謝礼でございます。

11節、12節の事業につきましては通信運搬費、消耗品等でございます。

13節につきましては、生活機能評価業務、運動機能向上、これは転倒防止事業でございます。さらには口腔事業、お口の健康ということでございますけれども、この機能向上業務への委託料でございます。主に宮城県成人病予防協会への委託でございました。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防する普及啓発、さらには地域介護予防活動支援事業に要した費用でございます。

7節でございますが、これは健康貯筋友の会という事業がございまして、「チョコキン」の「キン」は筋肉の「筋」という字を書きまして健康貯筋友の会、高齢者へのいろいろな体操等の指導でございますけれども、それに要しました看護師の賃金でございます。

8節につきましては、各地区のいきいきサロンへの介護予防の出前講座の講師への謝礼でございます。

13節につきましては、ホームヘルパー派遣等生活援助事業に要した費用でございます。

2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、次のページをお願いします。

11節につきましては、車の車検整備等でございます。

12節につきましては、地域包括支援センターの機能システムの保守点検ということで機械の保守手数料でございます。

13節につきましては、指定介護予防支援事業、ケアプラン作成の委託料でございます。

14節につきましては、保健福祉課内の地域包括支援センターの機器3台分の電算機の借上料でございます。

3目権利擁護事業費は、高齢者虐待防止事業の研修会に要しました費用でございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は介護支援専門員、通称ケアマネスタッフという方々ですが、このスタッフの皆さんの研修に要した費用でございます。昨年は震災の関係で若干回数が減ったことによって大分差が出ておりますけれども、こういう結果になっております。

5目につきましては、任期事業費でございます。

その中の8節につきましては、お元気訪問員、それからあんしんコール事業への協力員の謝礼でございます。あんしんコール事業協力員は、大和町では現在110名の方に協力をいただいております。

125ページでございます。

12節でございます。ひとり暮らし老人へのあんしんコール機器取付及び取り外し料金及びボランティアスタッフの保険料等でございます。

13節につきましては配食サービス事業、あんしんコールセンターサービス事業に要した費用の委託でございます。

14節につきましては、あんしんコール事業の機械のレンタル料金でございます。平成23年度は10台の機械を借り上げいたしております。

次に126ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額14億957万3,000円、歳出総額13億8,674万5,000円、歳入歳出差引額2,282万8,000円、繰越額215万3,000円により、実質収支額は2,067万5,000円でございます。

地方自治法第233条の規定に基づく基金への積み立てとしまして、1,100万円といたしました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の40ページをお願いしたいと思います。

認定第4号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成23年度宮床財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

成果説明書につきましては132ページございまして、決算書につきましては129ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、1款財産収入1項財産運用収入1目財

産運用収入の土地貸付収入につきましては宮床生産森林組合、難波山菜研究会、東北電力に対します土地の貸付収入21万2,000円となっております。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子328万3,000円でございます。基金の積立分、さらには町への運用部分の内容となっておりますところでございます。

2款繰入金基金繰入金につきましては、財源調整のために財産造成基金から繰り入れたものとなっております。

3款繰越金は平成22年度からの繰越金90万5,000円でございます。

130ページになりますけれども、4款諸収入1項森林総合研究所支出金につきましては、高山地内の杉造林地4.8ヘクタールの除伐事業に対する支出金84万9,000円でございます。

2項2目は歳計現金利子収入となっております。

131ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては歳出になってございまして、1款管理会費につきましては管理委員7名に要する費用でございまして、1節報酬につきましては7名分の報酬、旅費は費用弁償等になってございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の4共済費につきましては、嘱託職員の労働保険分、賃金につきましては嘱託員1名、それから清掃業務員1名に要した費用でございます。

需用費につきましては予算書・決算書、役務費は連絡用の切手代でございます。

2目財産管理費7節賃金につきましては、直営造林地作業道刈り払い賃金となっております。

13節委託料につきましては、森林管理巡視業務委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町の林業地域振興協議会、山火事防止協議会、県水源地造林協議会等への負担金及び宮床生産森林組合交付金となっているものでございます。

132ページでございますけれども、3目森林総合研究所分収造林管理費、役務費につきましては森林保険料に要した経費でございます。

13節委託料81万3,000円につきましては、高山地内除伐事業4.8ヘクター

ルに係る事業費となっております。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、町内3財産区で結成をいたしております財産区連絡協議会への負担金、28節繰出金につきましては一般会計への繰出金で、説明書の132ページのところに対象団体及び金額等を記載させていただいているところでございます。

続きまして133ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,141万7,000円、歳出総額3,903万8,000円、差引額・実質収支額ともに237万9,000円となっております。

なお、平成23年度末の基金残高につきましては、この冊子にあります大和町財産に関する調書として205ページに記載をいたしているところでございますけれども、5億1,757万2,000円となっているところでございます。

議案書41ページをお願いしたいと思います。

認定第5号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成23年度吉田財産区歳入歳出につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

成果報告書につきましては133ページ、決算書のほうは136ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、1款県支出金の1目総務管理費補助金につきましては、県森林育成補助金除間伐1.9ヘクタール分の補助金18万8,000円でございます。

2款財産収入1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会及び東北電力への土地貸付収入31万8,000円となっているところでございます。

137ページでございますけれども、同じく2款1項1目1節の立木売払収入80万6,000円につきましては滑谷地地内分収交付金63万1,000円、それから東北電力への支障木売払17万5,000円でございます。

3款繰入金の財産造成基金繰入金につきましては、財源調整のための基金からの繰入金となったものでございます。

4款繰越金は前年度からのものでございます。

5 款諸収入 1 項森林総合研究所支出金につきましては、森林総合研究所所管の造林育成に対する支出金でございます。壇ノ下地内の12.7ヘクタールの除伐に要した収入182万円対象のものでございます。

2 項利子につきましては、歳計現金利子でございます。

139ページ、続きまして歳出でございますけれども、第 1 款管理会費でございますけれども、1 節報酬は管理委員 7 名の報酬。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、財産区の管理に要するもので、11節は予算書・決算書の印刷、役務費は案内切手代、2 目財産管理費の 7 節につきましては送電線現地調査等賃金、12節役務費につきましては森林保険料、13節委託料107万1,000円につきましては、壇ノ下地内の杉造林地除伐に要した費用でございます。

19節負担金につきましては林業地域振興協議会、山火事防止、県水源地造林協議会、黒川地区林業普及推進協議会への負担金でございます。

3 目森林総合研究所分収造林管理費12節役務費につきましては、森林保険 6 ヘクタール分となっております。

140ページでございますけれども、委託料179万5,000円につきましては12.72ヘクタールの除伐関係分の委託料となっております。

4 目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、県行造林分収交付金、それから財産区連絡協議会負担金でございます。

28節繰出金につきましては、成果報告書133ページに記載してございますけれども、一般会計への繰り出しを行い地域団体への助成を行ったものであります。

続きまして141ページ、実質収支でございますけれども、歳入総額473万4,000円、歳出総額445万8,000円、差引額・実質収支ともに27万6,000円となったものでございます。

なお、年度末の基金残高につきましては1,032万2,000円となっております。

再度議案書の42ページをお願いしたいと思います。

認定第 6 号 平成23年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成23年度落合財産区特別会計歳入歳

出につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

説明書につきましては134ページ、決算書につきましては144ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、1款の財産貸付収入につきましては相川、報恩寺、松坂地区におのこの貸し付けいたしております収入、さらにN T Tの設備用地の収入となっております。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子でございます。

2款繰入金につきましては、財政調整のための基金からの繰入金でございます。

3款繰越金につきましては、前年度からの収入となります。

続きまして145ページでございますけれども、預金利子につきましては歳計現金利子となっております。

146ページでございますけれども、歳出でございますけれども、管理会費につきましては管理委員7名に要した費用でございます。

1節報酬は管理委員7名の報酬、旅費につきましては管理会、協議会等の費用弁償となっております。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節需用費は予算書・決算書の印刷代、12節の役務費は連絡用切手代、2目の財産管理費19節負担金につきましては山火事防止連絡協議会への負担金、3目諸費19節負担金は3財産区連絡協議会への負担金、28節繰出金につきましては、134ページに記載してございますが、町内団体等への一般会計を通じての助成に要した費用となっております。

148ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額508万9,000円、歳出総額485万5,000円、差引額・実質収支ともに23万4,000円でございます。

平成23年度末の基金残高につきましては、3億1,344万7,000円の内容となっております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは議案書の方にお戻りいただきまして、議案書の43ページになります。

認定第7号 平成23年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成23年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、151ページをお願いしたいと思います。また、主要な施策の成果に関する説明書135ページをご参照願いたいと思います。

それでは、決算書のほう、151ページをお開きいただきたいと思います。最初に歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金につきましては、科目設定のみでございます。

同じく2款1項1目教育寄附金につきましても、科目設定のみでございます。

次に、4款1項1目繰越金1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、152ページをお願いしたいと思います。

5款1項1目町預金利子1節預金利子につきましては、歳計現金利子となっております。

2項1目奨学費貸付金元利収入1節奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金の償還金で、89名からの返還をいただいたものとなっております。なお、収入未済額71万3,500円となっておりますが、これは8名分ということで、前年に比べまして43万6,000円の減となっております。しかし、引き続き償還に向けまして督促等の努力をしてまいりたいと考えてございます。

次に、153ページをお開き願いたいと思います。

歳出となります。

1 款 1 項 1 目事業費につきましては、21 節貸付金につきましては高校生 6 名、大学生 21 名、計 27 名の皆さんに対して奨学金の貸し付けを行ったものでございます。なお、平成 21 年度以前の大学生への貸付金につきましては月額 2 万円としておりましたが、平成 22 年度よりは、大学生への貸付金は月額が 3 万円として貸し付けを行ってございます。

次に、2 目事務費でございます。

1 節報酬及び 9 節旅費につきましては、奨学事業審議会 2 回開催におきます委員の報酬及び費用弁償となっております。

11 節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷代でございます。

12 節役務費につきましては、切手代でございます。

25 節積立金につきましては、奨学事業基金へ積み立てを行ったものとなっております。

次に、154 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 908 万 5,000 円、歳出総額 831 万円、歳入歳出差引額は 77 万 5,000 円となります。5 番の実質収支額につきましても同じく 77 万 5,000 円となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長高橋正治君。

町民課長 (高橋正治君)

続きまして議案書 44 ページ、認定第 8 号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書については 157 ページ、成果に関する説明書については 136 ページをお願いいたします。

では、決算書の 157 ページ、歳入のほうをご説明いたします。

1 款につきましては後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収、

普通徴収合わせまして、調定比につきましては99.1%でございました。

2款につきましては、使用料及び手数料は督促手数料収入でございます。

3款繰入金につきましては、一般会計繰入金でございまして、事務費、人件費のほか保険料軽減相当分の繰り入れでございます。

158ページをお願いいたします。

4款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は宮城県後期高齢者連合会からの22年度の保険料の還付金でございます。

159ページをお願いいたします。

3項につきましては、預金利子でございます。

4項受託事業収入は、宮城県後期高齢者連合会からの健康診断受託料でございます。613名が受診しております。

5項雑入につきましては、後期高齢者医療円滑化制度円滑運営臨時特例事業費補助金でございます。

160ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項は、後期高齢者会計の運営事務に要した経費でございます。

11節は、特別会計予算・決算書の印刷代、コピー代でございます。

12節は、郵送料でございます。

13節は、後期高齢者健康診査委託料並びに後期高齢者医療システムの保守委託料でございます。

2項徴収費は、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

11節は、医療保険通知書等と封筒代、印刷代でございます。

12節は、郵送料と口座振替手数料でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、宮城県広域連合会へ保険料の納付金と保険基盤安定負担金の納付金でございます。

161ページをお願いいたします。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、年度途中で保険料の確定・変更等のあったものの還付金でございます。

162ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 1 億6,174万6,000円、歳出総額 1 億6,016万2,000円でございます。歳入歳出差引額が実質収支額と同様158万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。再開は午後 1 時とします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、議案書の45ページをお願いいたします。

認定第 9 号 平成23年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、平成23年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の165ページ以降でご説明をいたします。なお、本事業の実施概要は主要な施策の成果に関する説明書の137ページ以降に記載しご報告しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書の165ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに歳入であります。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節公共下水道費受益者負担金、現年度分につきましては収入済額1,836万6,040円で、収納率は 96.2%です。

2 節滞納繰越分につきましては収入済額36万9,850円で、収納率は9.5%となっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 1 節現年度分につきましては、収入済額 3 億2,134万2,916円で、収納率が96.5%です。

2 目滞納繰越分は収入済額607万9,476円で、収納率は48.1%となっております。

166ページとなります。

2 項手数料は調定どおりの収入となっております。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金であります。下水道整備事業は事業費の 2 分の 1、災害復旧事業は10分の 8 の補助が収入済みとなっております。なお、国庫負担の災害復旧工事 6 件を繰り越したことに よりまして、1 億5,716万1,000円が収入未済となっております。

4 款繰入金、167ページの 5 款繰越金、6 款諸収入までにつきましては調定どおりの収入となっております。

7 款町債の 1 節公共下水道債、2 節資本費平準化債、3 節流域下水道債は調定どおりの収入となっております。

168ページ、4 節の災害復旧事業債は災害復旧工事 6 件の繰り越しにより1,500万円が収入未済となっております。

次に歳出であります。

169ページをお願いいたします。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか使用料均等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものであります。

主なものといたしまして、11節需用費はマンホールポンプの電気料、修繕料などあります。

12節役務費は、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び汚水管等清掃手数料などあります。

13節委託料は料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所28カ所の水質検査委託料、下水道台帳の作成、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要したものであります。

19節負担金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金と仙台市下水道管理負担金が主なものであります。補助金は、水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金95件分でございます。

27節は、消費税及び地方消費税であります。

次に2項1目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分のほか、流域下水道等への建設負担金が主なものであります。

170ページとなります。

11節需用費は事業に係る消耗品、燃料費など、13節委託料は下水道施設長寿命化計画策定業務委託及び災害被害の現況測量、汚水管内のテレビカメラ調査、災害復旧工事の設計業務に要したものであります。

14節は積算システム借上料、15節工事請負費は補助事業分として権現堂のマンホールポンプ更新、及び下水道災害復旧工事7件であります。うち6件の災害復旧工事を繰り越しをして実施したものでございます。次に、町単独事業といたしましては、大平下地区における汚水管布設工事及び同箇所の舗装復旧工事、また小鶴沢のマンホールポンプの更新工事を実施したものであります。

19節は吉田川流域下水道と仙台市に対する建設負担金、22節補償補填及び賠償金は水道管の移設補償費であります。

2款公債費につきましては、1項1目元金は107件の償還、2目利子は118件の支払いでございます。なお、平成23年度末の借入残高は前年より2億694万2,000円減の55億7,299万1,000円となっております。

171ページの実質収支に関する調書であります。歳入総額10億7,538万9,000円、歳出総額9億8,246万6,000円、差し引き9,292万3,000円、翌年度へ繰り越しすべき財源(2)の繰越明許費繰越額8,259万1,000円でありますので、実質収支額は1,033万2,000円となったものであります。

以上でございます。

次に、議案書の46ページをお願いいたします。

認定第10号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を

お願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の174ページ以降でご説明を申し上げます。実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書139ページに記載しご報告しておりますので、あわせてご参照をお願いしたいと思います。

決算書174ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに歳入であります。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目農業集落排水事業分担金は関係地区の受益者分担金で、1 節現年度分につきましては収入済額33万2,000円で、収納率83.3%であります。

2 節滞納繰越分は収入済額41万6,000円で、収納率は10.6%になってございます。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目農業集落排水処理施設使用料 1 節現年度分につきましては収入済額684万9,465円で、収納率が96.1%です。

2 節の滞納繰越分は収入済額24万2,869円で、収納率52.5%となっております。

175ページの3 款県支出金 1 項 1 目農業集落排水事業費県補助金につきましては、平成20年度から26年度まで7カ年で、維持管理補助金といたしまして2億760万円の交付予定であります。当年度分の3,519万円の補助金でございます。

4 款繰入金は、23年度決算は3,194万2,000円になってございます。

5 款繰越金は、前年度からの繰り越しであります。

176ページでございます。

6 款諸収入は調定どおりの収入になっております。

7 款国庫支出金 1 項 1 目農業集落排水事業費国庫補助金は、国庫負担の災害復旧工事費 1 件の前払金相当額が収入済額で、工事を繰り越したことにより705万9,000円が収入未済となっております。

次に歳出であります。

177ページをお願いいたします。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンター運営管理費及びマンホールポンプの維持管理に要した経費であります。

主なものとしたしまして、11節需用費はクリーンセンター、マンホールポンプの電気料、消耗品代などであります。

12節は収納事務手数料が主なもので、13節は処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務などの委託料であります。

19節の負担金は県集落排水事業推進協議会に係るものでありますが、昨年の震災により協議会の負担が免除されたことにより支出はありませんでした。

27節公課費につきましては、消費税であります。

2項1目建設費につきましては、昨年の地震災害復旧に要したものであります。

13節委託料は災害復旧の調査測量設計委託、下水管内のテレビカメラ調査委託であります。

15節工事請負費は補助の災害復旧工事1件、単独災害復旧工事1件の工事ではありますが、いずれも繰越工事としたものでございます。

178ページでございます。

22節は災害復旧工事に伴う水道の移設補償費ではありますが、工事請負と同様に繰り越しをしたものでございます。

2款公債費につきましては、公営企業金融公庫等の元金13件の償還及び利子15件の支払い分でございます。なお、平成23年度末借入残高は6億8,817万6,000円となっております。

179ページの実質収支に関する調書でございます。歳入総額8,548万1,000円、歳出総額6,965万6,000円、差引額1,582万5,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源(2)の繰越明許費繰越額991万7,000円で、5の実質収支額は509万8,000円となったものであります。

以上でございます。

次に、議案書の47ページをお願いいたします。

認定第11号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定

をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の182ページ以降でご説明をいたします。
なお、本事業の実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の140ページに記載しご報告しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

決算書の182ページ、戸別合併処理浄化槽特別会計決算事項別明細書です。

歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金は、新規設置分が10基でありましたが、うち1基が震災による減免となりましたので9基分の設置者分担金であり、調定どおりの収入となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料は設置及び管理移行の322基に係る使用料収入であり、収納率は97.6%となっております。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は10基の新規整備費に対する補助金であります。事業費の3分の1の補助が収入済となっております。

183ページでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、財源調整のための繰入額でございます。

5款繰越金は前年度からの繰越金で調定どおりの収入、6款諸収入も調定どおりの収入でございます。

184ページの2項雑入は消費税の還付金であります。

7款町債1項1目下水道債は、浄化槽の整備及び災害復旧事業の執行に要した財源の確保を図ったものでございます。

185ページの歳出となります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費につきましては、管理浄化槽322基の維持管理に要したものです。

主なものでありますが、11節は事務事業に係る消耗品、印刷製本費のほか浄化槽の修繕費でございます。

12節は浄化槽の法定検査手数料、13節は保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。

19節の負担金は県合併処理浄化槽普及促進協議会に係るものでありますが、昨年の震災により協議会の負担金が免除されたことにより支出はございませんでした。

2項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業及び災害復旧事業に要した費用であります。

主なものであります。

11節は事業に係る消耗品費であります。

186ページでございます。

13節の委託料は地震災害による浄化槽補修作業、排水管の調整作業、仮設トイレ設置などの委託料でございます。

15節の工事請負費は浄化槽10基の設置工事、宮床3基、吉田5基、鶴巣1基、落合1基及び41基の災害復旧工事を実施したものでございます。

2款公債費につきましては、財務省財政融資資金5件の利子支払分であります。なお、平成23年度末借入残高は、1億2,020万円となっております。

187ページの実質収支に関する調書でございます。歳入総額7,819万円、歳出総額7,253万8,000円、差引額565万2,000円、翌年度へ繰り越しすべき財源はございませんので、実質収支額も差引額565万2,000円と同額となっております。

以上でございます。

次に、議案書の48ページをお願いいたします。

認定第12号 平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の188ページからの平成23年度大和町水道事業会計決算報告書でご説明を申し上げます。なお、本事業の実施状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書141ページ以降に記載しご報告しておりますので、あわせてご参照をお願いしたいと思います。

それでは決算書の188ページ、収益的収支からご説明いたします。これ

らはいずれも消費税込みの決算でございます。

収入です。1款水道事業収益につきましては決算額8億5,178万3,889円となり、前年対比で4.8%の減となっております。この内訳となりますが、1項営業収益は7億1,234万8,279円で前年対比で0.1%の増、2項営業外収益は1億3,943万5,610円で前年比6.8%の減となっております。

次に支出ですが、1款水道事業費用につきましては決算額8億3,567万2,123円となり、前年対比9.9%の増となっております。この内訳ですが、1項営業費用は8億410万3,477円で前年対比10.3%の増、2項営業外費用は3,156万8,646円で前年対比1.7%の増となっております。

以上の結果、税込みで収入支出差引1,611万1,766円の黒字決算となっております。

次に、189ページの資本的収支であります。

収入でございます。1款資本的収入につきましては決算額2,767万6,000円で、前年対比66.6%の減となっております。このうち1項企業債は、鶴巢落合線配水管強化事業に係るもので6,600万円を予定しておりましたが、今般の震災による影響で工事を翌年度に繰り越しをしたため、平成23年度中の借入金としての収入はございませんでした。2項出資金につきましては、2,237万7,000円で前年対比7.8%の増、3項補助金につきましては震災で被災した簡易水道復旧工事に係るもので、529万9,000円の国補助がございました。

次に支出でございます。1款資本的支出につきましては、決算額1億5,681万9,545円で、前年対比68.3%の減となっております。このうち1項建設改良費は、7,727万1,733円で前年対比で50.4%の減となっておりますが、これは鶴巢落合線配水管布設工事等を翌年度に繰り越しを行っております。2項企業債償還金は7,954万7,812円で、前年対比4.3%の増となっております。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億2,914万3,545円につきましては、過年度損益勘定留保資金から9,164万1,339円、減債積立金から440万円、建設改良積立金から3,000万円、消費税資本的収支調整額から310万2,206円をもって補填をいたしたものでございます。

次に190ページ、損益計算書であります。消費税抜きの金額となります。

1の営業収益は6億7,885万8,719円で前年対比0.1%の増、2の営業費用は7億7,681万8,366円で前年対比10.3%の増となり、営業損失は9,795万9,647円となっておりますが、損失の増加の要因は大崎広域水道からの受水留保解除により受水費が毎年増嵩傾向にあること及び目的を果たしました資産、石倉ポンプ場であります。これは暫定措置として設置いたしておりました宮城大学方面への送水ポンプであります。水道の拡張事業につきまして完了したためこれを処分したことによる資産減耗によるものでございます。

次に営業外収益ですが、他会計補助金1億3,453万8,000円、開発負担金348万円が主なもので、1億3,922万3,210円。営業外費用は支払利息が主なもので3,156万8,646円となり、営業外収支は1億765万4,564円の黒字になったことにより、経常利益は969万4,917円で、当年度純利益も同額となったものでございます。

さらに、繰越利益譲与金26万1,272円を合わせた当年度末未処分利益剰余金は995万6,189円となっております。

次に、191ページの剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部であります。の減債積立金は当年度440万円を処分したことにより年度末残高ゼロ円、の利益積立金は3,202万7,928円の増減なし、の建設改良積立金は前年度繰入額8,300万円に対し本年度に3,000万円を処分したことにより5,300万円増加の1億4,200万円となり、積立金の合計額は5,300万円増の1億7,402万7,928円となっております。次に、

の未処分利益剰余金ですが、前年度利益剰余金額として減債積立金、建設改良積立金の合計8,740万円が処分済みでありますので、繰越利益剰余金の年度末残高につきましては26万1,272円でございます。このことによりまして、当年度純利益と合わせた当年度末未処分利益剰余金は995万6,189円となっております。

次に資本剰余金の部であります。の国庫補助金につきましては、当年度発生額529万9,000円で、年度末残高は11億5,203万2,907円であります。

の受贈財産評価額につきましては増減なしの8億6,261万4,558円あります。次にの負担金であります。増減なしの8億3,995万8,613円とな

っております。 のその他資本剰余金は増減なしの81万5,000円で、翌年度繰越資本剰余金は28億5,542万1,078円となっております。

192ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書でございます。

1の当年度末処分利益剰余金は、995万6,189円となっております。次に、2の利益剰余金処分額であります。減債積立金に50万円、建設改良積立金に900万円とし合計950万円を処分し、3の翌年度繰越剰余金を45万6,189円といたすものであります。

次に、193ページ、貸借対照表であります。

資産の部の1の固定資産でございます。(1)の有形固定資産につきましては、土地・建物・構築物などありますが、合計55億7,427万8,764円で、前年対比1.9%の減となっております。(2)無形固定資産は電話加入権、ダム使用権で75万4,548円となり、固定資産合計は前年比1.9%減の55億7,503万3,312円であります。

2の流動資産は現金・預金、未収金などで、前年比2.9%増の8億6,691万8,981円となり、資産合計は64億4,195万2,293円で、前年比1.2%減となっております。

次に負債の部でございます。3の固定負債はありませんので、4の流動負債となりますが、未払金その他で9,448万6,186円で、負債の合計額も同額となっております。

資本の部でございます。5の資本金は固有資本金、組入資本金など自己資本金と企業債である借入資本金となります。合計で33億806万912円、前年比0.7%の減となっております。次に、6の剰余金の(1)資本剰余金につきましては国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金などで合計28億5,542万1,078円、前年比0.2%の増となっております。(2)の利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度末処分利益剰余金の合計で1億8,398万4,117円となり、前年比11.8%の減となっております。剰余金合計は、30億3,940万5,195円で前年比0.6%の減となり、資本の合計につきましては63億4,746万6,107円で、負債、資本の合計は64億4,195万2,293円となっております。

194ページの収益費用明細書であります。消費税抜きの金額となります。

1 款水道事業収益 1 項 1 目給水収益は、水道料金とメーター使用料を合わせて 6 億1,381万4,746円で、前年対比2.1%の増でございます。

2 目受託工事収益は道路改良、公共下水道等によるものでありますが、前年比5.7%増の478万円、3 目加入金は3,872万6,000円で前年比22.9%の減となっております。

4 目その他営業収益は材売収益としてのコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、手数料は設計審査手数料、開栓手数料など、雑収益は下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料などであります。

2 項の営業外収益でございます。

1 目他会計補助金は一般会計補助金で上水道、簡易水道に対する高料金対策補助金などで、前年比3.6%の減となっております。

3 目の開発負担金につきましては、民間アパートなどによるものでございます。

4 目雑収益は第三者による施設破損に伴う損害請求などがございます。

収益合計につきましては、8 億1,808万1,929円でございます。

195ページとなります。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の主なものです。

1 節から 3 節までは職員人件費、4 節は事務補助員の賃金でございます。

7 節通信運搬費は一般電話料、監視用テレメーターの専用回線料などがございます。

8 節保険料は自動車・建物・機械設備などに係るもの、9 節委託料につきましてはメーター検針、水質検査、メーター交換業務委託に要したものでございます。

12 節動力費につきましては、町内 5 カ所のポンプ場、吉田、宮床の 1 号・2 号、鶴巣と松坂にございますポンプ場がありますが、これらの動力電気料でございます。

14 節の修繕料につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。

15 節受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金で、前年対比で4.7%の増となっております。

16 節賃借料は水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム

の借上料でございます。

2目の受託工事費は、関係工事に伴う配水管の布設がえに要した費用でございます。

3目の総係費は運営管理に要する事務費で、1節報酬は水道事業審議会の委員12名分の報酬、5節委託料は水道庁舎の宿日直業務委託料、9節賃借料は配水管の水管橋添架に係る借上料、4目減価償却費は建物・構築物・車両・機械器具などの固定資産の本年度償却分でございます。

5目資産減耗費は石倉ポンプ場を取り壊し処分したことによるものでございます。

6目その他営業費用につきましてはコードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

2項営業外費用でございます。

1目支払利息は企業債利息、2目雑支出は第三者による施設破損修繕費でございます。

費用の合計につきましては、8億838万7,012円となっております。

196ページをお願いいたします。

固定資産明細書でございます。資産も種類別に整理しておりますが、合計の部分でご説明を申し上げます。年度当初額が85億5,843万5,334円で、当年度増加額7,420万3,467円、当年度減少額は4,033万円で、年度末現在高は85億9,230万8,801円となっております。当年度の増加につきましては、小野前川原地区の配水管布設がえ、吉田幹線配水管の布設がえ及び城内中地区老朽管の対策工事などがございます。当年度の減少につきましては、石倉ポンプ場の撤去に伴うものでございます。次に、減価償却額であります。年度末償却未済額高につきましては55億7,427万8,764円となっております。

次に、(2)の無形固定資産明細でございます。年度当初額78万6,259円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少により年度末現在高は75万4,548円となっております。

197ページ、198ページにつきましては企業債の現在高明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

日程第14「報告第4号 平成23年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について」

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書49ページをお願いしたいと思います。

報告第4号 平成23年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率のご報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関します法律によりまして、平成23年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員のご意見を付しましてご報告申し上げるものでございます。

この法律自体は平成21年4月から全面施行となっておりますけれども、昭和30年代から地方財政再建促進特別措置法というものがございまして各自治体の財政運営を見守っていたところでございますけれども、新法によりまして早期健全化基準という黄色信号的なものを新たに設けまして、さらに住民皆様への周知のため監査委員における審査及び議会への報告義務が課せられたものでございます。その内容そのものにつきましては、9月3日冒頭の町長挨拶におきまして、その概要をご報告したものを表で記載させていただいたものでございます。

1番目といたしまして健全化判断比率でございますけれども、平成23年度決算の欄が本町の23年度の決算数値でございます。これにつきましては実質赤字比率、それから連結実質赤字比率については本町は該当いたしておりません。実質公債費比率につきましては9.5%、将来負担比率につきましては27.0%となりまして、前年度よりもそれぞれ1ポイント及び1.1ポイントよい指標値となっているものでございます。

この表自体の真ん中の早期健全化基準につきましては、この数値以上になりますと早期健全化計画を策定いたしまして県や国の指導の対象となりますけれども、いわゆるこの数値以上が黄色信号的なものとなります。

それから一番右側になりますけれども、財政再生基準でありますけれど

も、この基準以上になりますと財政再生計画を策定いたしまして、やはり県や国の指導となりますが、これは赤信号的なものに該当してまいりますので、財政悪化の要因分析あるいは歳出削減、歳入増加策などを定めまして議会の議決をいただきまして総務大臣の報告というふうな形になるものでございます。

次に、表の2番目といたしましては資金不足比率でございますけれども、本町の場合につきましては水道会計、それから下水道会計、それから農業集落排水会計、それから戸別合併処理浄化槽特別会計、いずれについても資金不足は生じていない状況でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

大変失礼しました。

ただいま日程第14の報告第4号 平成23年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について財政課長より報告をいただきました。

以上で報告第4号を終わります。

続いて、平成23年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。監査委員渡邊 仁君。

監査委員（渡邊 仁君）

監査委員を代表いたしまして、平成23年度大和町歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付済みの平成23年度大和町各種会計決算審査意見書の1ページから5ページまでをご参照願います。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成23年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成23年度基金運用状況報告書を審査いたしました。

審査の対象といたしましたのは、平成23年度一般会計決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計決算から水道事業会計決算までの11項目の特別会計決算でございます。

審査期間は、一般会計が7月2日から7月31日までの間の実日数18日間、各種特別会計決算が7月2日から7月30日までの6日間、各種基金運用状況につきましては7月2日と10日に、また財産に関する調書につきましては、7月3日に審査をいたしました。また、水道事業会計決算につきましては、他の会計に先立ちまして6月19、20日の2日間にわたり審査をいたしましたところでございます。

次に審査の結果でございますが、審査に付された平成23年度各種会計決算につきましては決算計数に誤りがなく、歳入確保の努力並びに歳出の効率性が保持され、書類の整備もなされており、会計経理は全般的に見て適正妥当であると認定いたしました。

続きまして決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入総額は予算総額163億7,620万円、調定額173億8,162万8,813円に対し収入済額は161億5,645万9,566円で、予算対比98.66%、調定対比92.95%の収入割合でございました。また、不能欠損として認定いたしました額は7,646万479円であり、その結果、収入未済額は11億4,870万8,768円となっております。一方、歳出においては支出済額が152億8,161万4,627円で、予算現額に対する執行率は93.32%となっております。また、繰越明許費及び事故繰越として7億7,367万8,000円が平成24年度に繰り越されましたが、これは主に東日本大震災の災害復旧にかかわるものであり、やむを得ないものであると認定いたしました。この結果、不用額の総額は3億2,090万7,373円となっております。

以上により、平成23年度決算については一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認定をいたしました。

なお、財政調整基金等の積立基金残高は7億1,414万円増の25億5,457万2,000円となっているものの、各種施設の維持管理や交通ターミナル事業に要する費用、企業立地奨励金の増嵩も見込まれ、厳しい財政状況が続くと思われますので、財源の重点的かつ効率的配分を念頭に置かれ各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の削減・合理化になお一層の努力を望むものであります。

次に、平成23年度末における町債の現在高であります。5ページ中段の表をご参照願います。前年度に比較して普通会計で1億9,210万7,000円

の減、下水道事業会計で2億694万2,000円の減、農業集落排水事業会計で2,144万8,000円の減、水道事業会計では7,954万8,000円の減となっております。戸別合併処理浄化槽会計につきましては、元金償還が始まらないため940万円の増となっております。

本町の公債費比率は、5.3%と前年度の6.2%に比較しますと0.9ポイントの減となり、昨年度を下回る比率になっております。町債残高は全会計を合計しますと、前年度より4億9,064万5,000円減額したものの、総額では150億2,109万1,000円と多額でございます。後年度の義務的経費の増加を招く要因ともなりますので、長期的視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用に、なお一層ご留意願いたいと思います。

次の一般会計からの財政の概要につきましては事務局よりご報告させていただきます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

書記次長千坂俊範君。

議会事務局班長（千坂俊範君）

それでは、引き続き平成23年度各種会計決算審査意見書を朗読、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

財政収支の状況でございます。

本町の財政収支を普通会計、一般会計と奨学会計を合わせたものでございますが、これについて見ますと、歳入決算総額109億5,953万7,000円、歳出決算総額103億4,563万3,000円となり、歳入は前年度と比較して18億8,866万8,000円の増、歳出においては16億5,957万2,000円の増となっております。歳入歳出差引額は6億1,390万4,000円となり、繰越明許費や事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源は1億104万6,000円であるため、実質収支も5億1,285万8,000円の黒字となりました。単年度収支は1億6,598万6,000円の黒字、実質単年度収支においても1億6,683万6,000円の黒字となりました。

それでは9ページをお開き願います。

次に、財政分析主要指数の推移でございます。

過去3カ年の指数の推移は下表のとおりであります。財政力指数が前年度より0.004ポイント減少し0.618となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度と比較し1.6ポイント減少し81.5%となり、年々減少傾向となっております。しかし、指数的にはまだまだ高く、財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められます。

また、公債費比率は0.9ポイント減の5.3%、地方債許可制限比率も0.8ポイント減の3.6%と減少を示したものの、今後の財政運営には十分に留意する必要があります。

それでは、表の下でございます、歳入の総括でございます。

歳入決算の概要を示すと、平成23年度一般会計予算額は110億3,633万円、収入済額109億5,045万2,000円となり、前年度と比較し収入済額で20.8%の増となっております。

町税は、町民税が前年度と比較すると収入済額で4,846万円、4.3%の増、固定資産税が1億6,005万1,000円、7.8%の増となり、総額で昨年度より2億7,492万2,000円増の39億690万5,000円の収入済額となり、構成比においては35.7%で昨年度より4.4ポイント下回りました。

町債は、前年度と比較し収入済額で1億4,680万8,000円、42.1%増の4億9,550万8,000円となり、歳入全体の4.5%を占めております。

14ページをお開き願います。

歳入の状況を見ますと、町税で2億2,520万8,000円、前年度2億6,761万6,000円、分担金及び負担金493万円、前年度572万4,000円、使用料及び手数料446万1,000円、前年度551万4,000円、財産収入30万3,000円、前年度43万9,000円、諸収入343万8,000円、前年度494万1,000円、国庫支出金1億5,149万7,000円、前年度2億3,231万8,000円、県支出金2億3,789万9,000円、前年度3,105万1,000円の収入未済が生じております。この中で国庫支出金と県支出金については繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものであります。

町税の収入未済額の内訳は、町民税1億270万1,000円、固定資産税1億

1,766万2,000円、軽自動車税484万5,000円、総額で2億2,520万8,000円となり、前年度と比較して4,240万8,000円の減となっております。一方、後述するように国保税の収入未済額も昨年度より、5,926万3,000円の減となったものの3億72万3,000円という多額な未済額となっているので、徴収に対する努力は認めるところですが、税の公平負担の原則から徴収率向上のため策定した町税等徴収事業計画に基づき、なお一層の努力を望むものであります。また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の収入未済額についても税と同様収入確保について特段の努力を望むものであります。

町税の不能欠損については前年度と比較し527万円の増となっており、その金額は3,187万円という大きな金額となっております。しかし、合法的な手続が行われており、やむを得ないものと認めました。

それでは次に、16ページをお開き願います。

地方交付税についてであります。

地方交付税については前年度対比で36.2%増の29億5,451万2,000円となりました。これを歳入全体の構成比で見ると26.8%を占めています。内訳は、普通交付税が18億4,058万6,000円で前年度と比較して1億3,934万8,000円、7%の減となったものの、特別交付税については約6倍増の11億1,392万6,000円となりました。この結果、交付税全体で7億8,517万5,000円の増となりましたが、震災復興分9億2,418万2,000円が要因となっているものです。

次に、17ページ、歳出の総括でございます。

平成23年度一般会計歳出予算額は110億3,633万円、支出済額は103億3,732万4,000円で、予算に対する執行率は93.67%であります。支出済額を前年度と比較すると16億5,796万9,000円の増、不用額については2億136万2,000円が生じております。

以下4行は割愛させていただきます。

繰越明許費は件数で36件、金額で4億7,820万6,000円となっており、前年度と比較し金額で3億6,653万7,000円の大幅な増となりました。内訳は、民生費1億4,867万円、事業名については割愛させていただきます。土木費8,189万6,000円、消防費900万6,000円、災害復旧費2億3,863万4,000円

となっております。また、事故繰越については東日本大震災からの復興に伴う資材・作業人員の不足などにより件数で6件、金額で1,943万8,000円となっておりますが、それぞれやむを得ないものと認めたところでございます。

3行割愛させていただきます。

不用額2億136万2,000円については、前年度に比較して6,732万7,000円の減となりました。事業の未執行は見受けられませんが、なお予算の補正措置等に十分考慮すべきであります。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

24ページをお開き願います。失礼しました、23ページでございます。23ページをお願いいたします。

平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計については、歳入予算額23億114万2,000円、歳入済額23億3,529万6,000円、予算対比101.5%となっており、歳入予算の確保はなされております。しかし、調定対比については87.2%となっており、収入未済額3億72万3,000円が発生しております。これは前年度と比較して5,926万2,000円、16.46%の減となっているものの、予算額の13.1%を占めるほど多額なものであります。不能欠損額は前年度に比較して775万2,000円の増となっており、その金額は4,074万円となっております。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

国保税の徴収率については63.38%と4.12ポイントの増加となり、4年ぶりに60%台を回復しました。この内訳は現年度分で1.76ポイント増の87.69%、滞納繰越分で6.58ポイント増の24.22%となっており、滞繰分については昨年度より2,004万円多く徴収されています。現年度分についても昨年度と比較して徴収率を上げているものの徴収額については47万6,000円の減少となっており、収入未済額も3億72万3,000円と多額になっているので、今後も町税等徴収事業計画に基づき特段の徴収努力を望むものであります。

歳出については、支出済額22億1,606万2,000円で96.3%の執行率となっております。被保険者数は6,288人で、前年度と比較し53人、0.9%の増となっております。

次に、26ページをお開き願います。

介護保険事業勘定特別会計でございます。

介護保険事業勘定特別会計において320万4,000円の不能欠損が発生しており、前年度に比較して40万2,000円増加しているものの、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。また、繰越明許費430万5,000円、介護保険システム改修業務委託についてもやむを得ないものと認めております。

34ページをお開きください。

平成23年度の下水道事業特別会計については、歳入予算総額12億3,937万7,000円、調定額12億7,014万7,000円、収入済額10億7,538万9,000円で、予算対比86.8%、調定対比84.7%となりました。なお、繰越明許費を除いた収入未済額の内訳は受益者負担金425万9,000円、下水道使用料1,774万7,000円となっており、前年度と比較して受益者負担金で36万3,000円の増、下水道使用料で511万2,000円の増となりました。不能欠損処分については59万131円となっておりますが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

水洗化普及状況については、水洗化率が84.67%と前年度対比で0.56ポイントの増となっているものの、なお一層の普及啓発を望むものであります。

また、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計については歳入歳出予算とも議決どおり執行されており、適正と認めました。

なお、そのほかの特別会計につきましても歳入歳出ともに議決どおり執行されており、適正と認めました。

次に、大和町水道事業会計でございます。

8行ほど割愛させていただきます。

平成23年度の給水状況については、給水人口が2万4,776人で前年度と比較し834人、3.5%の増、給水戸数が9,418戸で前年度と比較し556戸、6.3%の増、年間配水量は312万5,524立方メートルと前年度に比較し23万1,736立方メートル、8.0%の増、年間給水量は259万921立方メートルと前年度に比較し3万8,451立方メートル、1.1%の増となり、有収率は前年度と比較し5.3ポイント減の82.9%となっております。

5行割愛させていただきます。

財政状況については、収益的収支で収入総額 8 億1,808万1,929円（税抜き）に対し支出総額が 8 億838万7,012円（税抜き）となり、その差額969万4,917円が当年度純利益となっております。

4 行割愛させていただきます。

また、資本的収支においては収入総額2,767万6,000円（税込み）に対し支出総額 1 億5,681万9,545円（税込み）で、その差 1 億2,914万3,545円については過年度分損益勘定留保金9,164万1,339円、建設改良積立金3,000万円、減債積立金440万円、消費税資本的収支調整額310万2,206円をもって補填しております。

まだまだ景気が好転しない状況下で、収益的収支については給水収益の増加により23年度までは黒字を確保しました。しかし、今後は加入金の減収が見込まれるなど経常収支は大変厳しいものになることが予想されますので、誘致企業の操業開始や従業員の定住による水需要の増加を期待しつつも、本町の水道事業の特性に合った料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図るなど、公営企業としての経営基盤安定になお一層努力を望むものであります。

経理につきましては、各関係帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めました。

それでは、40ページをお開き願います。

財産管理についてであります。

公有財産の管理について、普通財産、行政財産ともに取得、処分、所管がえ等の都度台帳整備が行われおり、台帳と財産の整合性は図られていました。

2 行割愛いたします。

肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用については、各関係帳簿と計数を照合した結果、計数に誤りなく基金の運用がなされており、妥当性が保持されているものと認めました。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後 2 時 1 3 分 休 憩

午後2時22分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。監査委員
渡邊 仁君。

監査委員（渡邊 仁君）

それでは、別冊の財政健全化審査意見書をお開き願います。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により
審査に付された平成23年度財政健全化判断比率及び公営企業にかかわる資
金不足比率について審査いたしましたので、ご報告いたします。

まず普通会計財政健全化の審査意見でございますが、審査の概要について
は割愛させていただきます。

審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました下記健全化判
断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に
作成されておりました。

個別意見でございますが、実質赤字比率につきましては、平成23年度の
決算は黒字であり、実質赤字比率には該当せず、その黒字比率は8.02%と
適正な比率となっております。連結実質赤字比率につきましても黒字決算
の関係上、連結実質赤字比率には該当せず、その黒字比率は24.10%と適
正な比率となっております。実質公債費比率につきましては9.5%となっ
ており、早期健全化基準の25%と比較しますとこれを下回り、良好な比率
でございます。将来負担比率につきましては27.0%となっており、早期健
全化基準の350%と比較しこれを大きく下回って良好な比率となっております。

改善事項はございません。

次に、水道事業会計経営健全化の審査意見ですが、審査の概要について
は割愛させていただきます。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその
算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されてあり

ました。また、平成23年度は7億7,243万3,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況ではなく、良好な状態であると認定をいたしました。

改善事項はございませんでした。

次に、下水道事業特別会計経営健全化の審査意見ですが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておりました。また、平成23年度は9,292万3,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態であると認定いたしました。

改善事項はございませんでした。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化の審査意見ですが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておりました。また、平成23年度は1,582万5,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態であると認定をいたしました。

改善事項はございませんでした。

最期に、戸別合併処理浄化槽特別会計経営健全化の審査意見ですが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておりました。また、平成23年度は565万2,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態であると認定をいたしました。

改善事項はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（大須賀 啓君）

監査委員報告についての質疑は決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承ください。

決算特別委員会の設置について

議長（大須賀 啓君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時35分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に平渡高志議員、副委員長に馬場久雄議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月8日から9月13日までの6日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月8日から9月13日までの6日間を休

会することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しまし
た。

本日はこれで延会します。

再開は9月14日の決算特別委員会終了後といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時36分 延 会